

法人県民税・法人事業税・地方法人特別税 税率表(鳥取県)

H28.4.1 税務課

■ 法人県民税均等割の税率

法人の区分	税率	
	平成20年3月31日以前に開始する事業年度	平成20年4月1日以降に開始する事業年度
資本金等の額が50億円を超える法人	824,000	840,000
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	556,200	567,000
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	133,900	136,500
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	51,500	52,500
資本金等の額が1,000万円以下の法人、公益法人等	20,600	21,000

■ 法人県民税法人税割の税率

区 分	税率	
	平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以降に開始する事業年度
次のいずれかに該当する法人 ・ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ・ 課税標準となる法人税額が年1,000万円を超える法人 ・ 保険業法に規定する相互会社	5.8%	4.0%
上記以外の法人	5.0%	3.2%

■ 法人事業税の税率

法人等の区分	所得等の区分	税率			
		平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度	平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度
普通法人 (資本金1億円以下)	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%		3.4%	
	所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	4.0%		5.1%	
	所得のうち年800万円を超える金額	5.3%		6.7%	
	資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得	5.3%		6.7%	
普通法人 (資本金1億円超) 【外形標準課税】	所得のうち年400万円以下の金額	1.5%	2.2%	1.6%	0.3%
	所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	2.2%	3.2%	2.3%	0.5%
	所得のうち年800万円を超える金額	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%
	資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%
	付加価値額	0.48%	0.48%	0.72%	1.2%
	資本金等の額	0.2%	0.2%	0.3%	0.5%
特別法人 (協同組合、信用金庫、医療法人など)	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%		3.4%	
	所得のうち年400万円を超える金額	3.6%		4.6%	
電気・ガス供給業、保険業	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%		3.4%	
	所得のうち年400万円を超える金額	3.6%		4.6%	
	収入金額	0.7%		0.9%	

※ 平成20年9月30日以前に開始する事業年度については各県税事務所にお尋ねください。

外形標準課税の拡大により負担増となる中堅企業については、配慮措置が講じられます。
詳しくは「法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の改正等について」をご覧ください。

■ 地方法人特別税の税額

課税標準	税率			
	平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度	平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度
外形標準課税法人(資本金1億円超の普通法人)の法人事業税所得割額	148%	67.4%	93.5%	414.2%
外形標準課税法人以外の法人の法人事業税所得割額	81%		43.2%	
収入金課税法人の法人事業税収入割額	81%		43.2%	

※ 平成20年9月30日以前に開始する事業年度については、地方法人特別税はありません。